

和泉市議会における請願者の意見陳述について

平成 23 年第 3 回定例会から実施

1. 目的

請願の委員会審査の場において、請願者の思いを直接伝える機会があれば、請願者のみならず、審査する委員の立場からも有効な情報になると考えられます。これら審査の充実を図るため、委員会が持つ参考人制度を活用して、請願者の意見陳述を行うものです。

2. 請願者の意見陳述

請願者の意見陳述とは、請願者が所管する委員会委員に対し、提出された請願書における「請願の趣旨」の説明として、請願を提出するに至った思いや意見を述べることをいいます。また意見陳述の終了後、各所管委員会委員は、請願者本人に質疑を行うことができます。

3. 請願者の意見陳述の申請方法

- | | |
|---------------|---|
| (1) 意見陳述の有無 | 請願者本人の希望制とします。
(希望されない場合は、紹介議員が行います。) |
| (2) 意見陳述の確認方法 | 請願者が議会事務局に持参される場合は、その提出時に事務局職員が意見陳述の希望確認と説明を行います。 |

4. 請願者の意見陳述の方法

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 意見陳述の開催時期 | 委員会の開会中に行います。 |
| (2) 出席できる人数 | 請願者は2名までとします。(請願の代表者) |
| (3) 意見陳述の時間 | 5分以内とします。 |
| (4) 請願者に対する質疑 | 参考人制度の趣旨にしたがって委員は請願者に質疑ができませんが、請願者から委員に質疑することはできません。 |
| (5) 資料等の配付について | 資料等の配付は原則として認めませんが、パネル等を利用して意見陳述を行うことについてはこれを認めます。 |
| (6) 同趣旨の請願が複数付託された場合 | 一括議題として、各請願について意見陳述から質疑までを行います。討論及び採決はそれぞれ分けて行います。 |
| (7) 同趣旨の議案が付託された場合 | 一括議題として、請願、議案の順に意見陳述(請願のみ)から質疑までを行います。また討論及び採決については分けて行います。 |

5. 請願者への費用弁償

日当 1,000円のみを支給します。
(和泉市実費弁償条例第3条の規定による)

※ 請願提出から審査終了までの流れについては下記のとおりです。

- ① 「請願」提出の際に、「請願者に意見陳述を希望するか」の意思確認を行います。
- ② 意見陳述の希望がある場合、事務局から運用基準について説明をします。
- ③ 参考人に対して出席要求の手続きを便宜的にするため、事前申し合わせとして「意見陳述を申し出た請願者に対しては、委員会として求める」とします。
これによって「参考人を呼ぶことについて諮る」の議決の後に、すぐに入室することができます。これは委員会審査日程が1日であることにおける便宜的な方法です。
- ④ 請願書提出の際に「委員会における意見陳述を希望するかどうか」を確認し、出席希望の場合は委員会開催日時等の案内と意見陳述内容を確認します。
(なお、意見陳述できる回数は1回のみで、再度の意見陳述はできません。)
また、郵送で提出された場合は、電話番号の記載がある場合のみ確認を行います。
- ⑤ 委員会の審査方法として、請願の審査は議事日程の一番最初に行います。
- ⑥ 請願審査方法
 - (1) 委員長による参考人の要求を発議（従来の紹介議員と同様）
 - (2) 参考人・紹介議員入室
 - (3) 参考人の意見陳述
(出席の人数は2人以内、説明時間は、出席人数に限らず5分以内とします)
※ 参考人が出席しない場合は紹介議員が行います
 - (4) 委員から参考人・紹介議員に対して質疑（参考人・紹介議員からの質疑は不可）
 - (5) 参考人・紹介議員の退席（傍聴は可能）
 - (6) 委員から理事者に対して質疑、理事者の答弁
 - (7) 討論・採決

※ ここでいう参考人とは、意見陳述をする請願者のことです。